

住所地外接種届（新型コロナウイルス感染症）

令和 年 月 日

渋谷区長 様

申請者 ふりがな 氏名 _____

住所 _____

電話番号 _____

被接種者との続柄 本人 同居の親族
 その他（ ）

渋谷区において、予防接種を受けたいので、下記のとおり、住所地外接種届を提出いたします。

被 接 種 者	ふりがな										
	氏 名	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ									
	住民票に記載の 住所	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ	〒								
	居住先住所	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ	〒								
	生年月日	年			月			日			
接種券番号（10桁）											
接種状況		<input type="checkbox"/> 未接種 <input type="checkbox"/> 1回接種 <input type="checkbox"/> 2回接種 <input type="checkbox"/> 3回接種									
届出理由		<input type="checkbox"/> 単身赴任者 <input type="checkbox"/> 遠隔地から下宿中の学生 <input type="checkbox"/> 里帰り出産による帰省等 <input type="checkbox"/> その他やむを得ない事情があり住民票所在地外に居住している （ ）									
送付先住所		<input type="checkbox"/> 被接種者と同じ <input type="checkbox"/> 申請者と同じ	〒								
送付先氏名		<input type="checkbox"/> 被接種者と同じ <input type="checkbox"/> 申請者と同じ									

（事務処理欄）

窓口	W				
センター	C				

追加接種(3回目または4回目接種)を住所地外で接種される方へ
前回接種時に申請された方も、再度申請が必要です。

住所地外接種届を申請する方へ

原則、住民票所在地での接種となりますが、やむを得ない事情により住民票所在地以外において接種を受ける方は申請が必要になります。

住所地外接種届と接種券(クーポン券)の写しと併せてご提出して下さい。

① 郵送申請	【渋谷区新型コロナウイルスワクチン事務センター】まで、住所地外接種届と 接種券(クーポン券)の写し 及び返信用封筒をお送りください。(〒171-0014 東京都豊島区池袋 2-65-18 池袋WESTビル3F)
② 窓口申請	渋谷区役所7階地域保健課新型コロナワクチン担当窓口まで、住所地外接種届と接種券(クーポン券)の写しをご提出ください。

- ・窓口申請では、申請頂いたその日に届出済証の発行が可能です。
- ・コールセンターでは**住所地外接種届申請**を受けることはできません。

問い合わせのみお受けできますのでご注意ください。

【渋谷区コロナウイルスワクチン接種に関するコールセンター】

0120-045-405 ※ 8時30分～18時

- ・郵送申請の送り先は、業務を委託している事業者の住所です。
- ・返信用封筒は、A4の紙が三つ折りに入る定形内封筒に 84 円切手を貼ってください。また送付先の住所、氏名のご記載もお願いします。

申請が不要な方

以下に当てはまる方は、住所地外接種の申請が不要となります。

- ・入院・入所者
- ・基礎疾患を持つ方で主治医の下で接種する場合
- ・副反応のリスクが高い等のため、体制の整った医療機関での接種を要する場合
- ・市区町村外の医療機関からの往診により在宅で接種を受ける方
- ・災害による被害にあった方
- ・拘留又は留置されている方 等

申請が必要な方

居住地が渋谷区内で、以下の通りやむを得ない事情に当てはまる方は、住所地外接種の申請が必要となります。

- ・DV、ストーカー行為等被害で、区外からの避難してきた方で住民票を渋谷区に移していない方
- ・出産のために里帰りしている妊産婦の方
- ・単身赴任者
- ・遠隔地から下宿している学生
- ・渋谷区内に居住の実態はあるが、住民票を移していない方

申請を受け付けられない場合

- ・渋谷区に居住の実態がない
- ・渋谷区に居住の実態がなく、渋谷区に在勤、在学している
- ・住民票所在地での接種が困難である 等

※渋谷区として住所地外接種届出済証を交付することにより、接種体制の維持・構築が困難と判断した場合には申請を停止することがあります。